

放送大学卒業研究

研究テーマ 二宮尊徳の経済思想

分度と推譲を中心に

所属専攻 社会と経済

氏名 大花 幸子

報告書概要

大花 幸子

社会と経済

テーマ 二宮尊徳の経済思想

分度と推譲を中心に

概要

封建制がゆきづまりを見せはじめ、やがて幕末を迎えようとする頃、農村を救う思想家として、尊徳があらわれた。彼の農村復興案の根本は、領主も農民も、ともに身分相応に節度を守ることにあった。農民は勤儉に励み、余裕を残し、領主は農村の再建ができる迄年貢を減らす。農民は、年貢を減らされた分だけを払ったものとして積み立てる。これを農業施設の整備や営農資金に貸し出して活用する。これが尊徳の経済思想である分度と推譲であるが、これ等を展開させながら、彼が仕法を実践していく過程を考察する。

目次

	まえがき
第1章	経済思想の萌芽
	生いたち
	積小為大
	五常講
第2章	経済思想の確立
	分度の思想
	推譲の思想
	自律思想
	桜町の復興
	尊徳の仕法を取り入れた他藩の例
第3章	時代背景
	天保の大飢饉
	小田原藩（本藩）における報徳仕法
	幕史登用
	大原幽学との比較
第4章	結び
	参考文献
	あとがき

二宮尊徳の経済思想
分度と推譲を中心に

大花幸子

まえがき

二宮尊徳の唱えた語「分度」は、分限・度合の意で、経済面での自分の实力を知り、それに応じて生活の限度を定めること。分限は、それ相応の能力や力。度合は、物事の程度である。(『大辞林』三省堂の解釈)

「推譲」は、他人をおしすすめて自分はゆずること。『大辞林』三省堂

尊徳の経済思想は、「分度」を出発点とする。経済生活は分度を立てることからはじまる。したがって、この「分度」の解釈を認識し、展開させていくことが、尊徳の経済思想を理解することになると思う。

該当する江戸時代後期(18世紀末から19世紀半ば)には、封建制がゆるみ始めたのに対し、その社会組織を守ろうとする支配者(武士)と服従者(農民)のそれぞれが、財政難、生活苦という問題を抱えていた。

尊徳は、この両者の間に入り、独自の経済思想を打ち立て実践していった。思想家が自ら実践することは、注目に値することである。

幕藩体制が崩壊されつつある時代に、一個人として二宮家の再建から始まり、服部家の家政整理、桜町の復興と農村復興に生涯をかけた。自己の経済思想、分度・推譲を生涯貫き通したことになる。

尊徳の農村復興における節約、貯蓄を中心とする事業法は、報徳仕法といわれる。明治維新後、彼の門人たちにより、彼の「報徳」の精神が広められ、全国に報徳社・報徳会の組織を持ち、現代なお著名な経済界人、企業家等の経営指針となっている。この節約、貯蓄こそが分度・推譲ということである。

彼の経済思想は、道徳と経済一元の教えといわれる。道徳と経済は、相反するものではないだろうか。

分度と推譲が、どのように作用することで農村復興へつながるのか。

尊徳を農政家とも言う。封建社会にあって「仕法」を行うには、幕府に登用されなければならない。幕府の役人となっても、農民出身ということで艱難はプラスされるのである。

これ等の時代背景も考慮しながら述べていくことにする。

参考

尊徳が、神奈川県小田原市栢山村に生まれたので、この地に昭和35年「生誕の家」として、当時の姿で復元された。江戸時代の当地の中流農家の典型である。また、同敷地内には、「尊徳記念館」が設立され、彼に関する遺品、自筆の手紙、尊徳の勉強した本、俳句・道歌集、仕法書等が陳列されてある。館内の図書室には、尊徳図書のコーナーが設けられ、彼の門人たちによって書かれた蔵書、尊徳の研究者等により著されたものなどが収納されていた。

小田原城内にある「報徳二宮神社」の門内には、昭和3年製作のブロンズの二宮金次郎像がある。立て札には、「・・・前略・・・これと同じ像は、全国の小学校などに向けて約一千体製作されたが、戦時中すべて供出に遇い、現在残っているのは、この一体だけである。

なおこの像は当時のメートル法普及の意図を反映して、丁度一メートルの高さに制作されている」とあった。

第1章 経済思想の萌芽

尊徳が、人間の道の3本の柱とするものに「分度・勤儉・推譲」がある。その思想が確立するまでには、彼の生まれ、生活環境、少年時代の体験、天災などが関係している。

両親があいついで没し、田畑も失い、二宮家再興に向かい、ゼロからの出発をした。このゼロからの出発が、何ものにも屈しない、強固な信念のもとに築きあげていく、彼の思想の核となる。そこで生いたちをみることにしよう。

生いたち

二宮金次郎は、1787年(天明7)7月23日小田原領相模国足柄郡栢山村に生まれた。二宮家は、かなり上層の農家であり、その分家筋に生まれ、父が家督を相続した頃は、2町3反余りの田畑を持つ富裕な地主だった。金次郎の出生の頃は、すでに、封建社会は、至る所で破綻しており、彼の家も傾きかかっていた。そこへ、父の病気、さらに関東地方襲撃の大暴風雨で、栢山を流れる酒匂川が氾濫、二宮家の田畑は、ほとんど流出する。

ここから、金次郎の知恵と労働を駆使したレースがはじまる。まず、村人共同の堤防工事では、11歳の彼が、病気の父の代役で作業する。大人並の労働の不足分を、夜なべで草鞋を作り、村人に差し出すことで補った。

また、12歳の時、松苗200本を酒匂川に植え、氾濫に備えた。この頃、すでに推譲の思想が芽生えていた。彼は13歳で父を亡くし、15歳で母を亡くすまでの2年間、病気の母と2人の弟を抱え、彼のできることは何でもして、生活を支えた。この様な状態の時に、彼は読書をはじめた。父の影響が大きく、彼の父は、この上なく善人で、人に施し、物を貸与したりで百姓には不向きだった。典型的な百姓の伯父、母、学問好きの父と、彼をとりまく環境は、おのずから学問好きで労働を厭わない人間を作りあげていた。彼は伯父のもとで世話になりながらも、読書欲を一段と高めたが、伯父の「百姓には書物は要らぬ、燈油の無駄遣い」という考えに対し、油菜の種子を蒔き、燈油を自分で調達した。

2度目の酒匂川氾濫で不用になった、古い用水割を開墾して、捨て苗を植え、1俵余の収穫をみる。この土地も油菜の種子を蒔いた土地も開墾地で、年貢大幅減免制度が適用されることに着眼した。

これらは、小を積ん大をなす(積小為大)で、確実に蓄積の道を見出した。彼は25歳で農業を止め、小田原藩の家老、服部家の若党になる。同僚の大部分は、実家の家計を助けるための奉公であったが、金次郎の場合は、給金を得る目的もあったが、何よりも学問に興味があった。服部家の3人の男の子が藩校へ通うのにお供し、講堂の片隅で講義を聞くことができた。彼が、父の影響でよく読んだといわれるのは「大学」、「論語」であるが、ここでは「書経」、「詩経」、朱子の太極図説の講義等を聞き、彼が独学で理解できなかったものも理解するきっかけとなり、彼の思想形成に役立っている。

服部家で奉公中に、自家の小作米や村民から委託された米を売るため、小田原の米穀商に出入りし、貸借や売買による利益の獲得にも上達した。このことは「推譲」の素因となりうる。彼が奉公仲間の不時の出費を立て替えたり、日光仕法の際、報徳金として投入するなど、事をおこすには、まず金が必要となる。富の蓄積がなければ、いくら譲れといっても譲れるものではない。

この「生いたち」の中で、「推譲」の要素となり得るものがある。まず夜なべで草鞋を作り、村人に差し出したこと。次に酒匂川の氾濫に備え、松苗200本を植えたこと。さらに彼の父が人に施しをしたり、物を貸与しているのをそばで見ている。そして、彼が読んだ「大学」には、「一家譲あれば、一国譲を興す」とあり、「論語」には「よく礼譲をもって国をおさめんか」とある。これらは、彼が「推譲」を考えるきっかけとなったと言えないだろうか。

「推譲」については、第2章で述べることにして、ここでは「積小為大」を取りあげる。

積小為大

尊徳の門人である福住正兄によって著された『二宮翁夜話』には、次のように記されてある。

小を積んで大を為すの論

翁曰く、大事をなさんと欲せば、小さな事を、怠らず勤むべし。小積りて大となればなり。凡小人の常、大なる事を欲して、小さな事を怠り、出来難き事を憂ひて、出来易き事を勤めず。夫故、終に大なる事をなす事あたはず、夫大は小の積んで大となる事を知らぬ故なり。譬ば百万石の米と雖も、粒の大なるにあらず。万町の田を耕すも、其業は一畝づゝの功にあり。千里の道も一歩づゝ歩みて至る。山を作るも一と箕の土よりなる事を明かに弁へて、励精小なることを勤めば、大なる事必ずなるべし。小さな事を忽にする者、大なる事は必ず出来ぬものなり。

ことわざに「小事は大事」というのがある。小事が大事を引きおこす原因になるから、どんな小さなことでもおろそかにしてはならない。金次郎が荒地に菜種を蒔いて、夜学の燈油を得たことや、捨て苗を植えたという逸話は、少年の知恵としては強烈な意志をみる。この体験から、精を出して小さな事からすれば、大事業も必ず成就出来ると考える。彼は16歳にして、すでに彼の経済思想の根幹を会得するのである。

さらに、服部家奉公中に経験したことも、重要な意味を持っている。それは、五常講という一種の信用組合のようなものを作ったことである。

五常講について次に記す。

五常講

尊徳が少年時代から意欲的に読書し、藩校の片隅でかろうじて聞きかじった講義ではあるが、「学問とか思想というものは、実践に移してはじめて、価値を生じる」という考えをもった。

服部家で彼が同僚に行ったことは、家計を助ける重荷を担っている彼等の不時の出費に際し、立替をしたことであったが、これは五常講の仕組みである。五常とは、仁・義・礼・智・信の5つの徳であり、五

常の実践によって、人間関係の信頼が損なわれず、回収不能のない貸借関係が成立する。貸借関係の信頼をくずさないために、相互に規制する連帯的な責任制度を併用する。

五常講の起源は、文化11年3月、五常講眞手段金にある通り、薪炭の節減と日常生活の消費節約と勤勞増進により、汗と膏の零細な金を積立てて始まったもので、借りた時には、信義をもって返済すると云ふ、人格的結合の一つの信用組合の制度である。世の中には、個人の貸借を始め、銀行も會社もあるが、この五常講の如く人間五常の道を、経済的救済機関の指導精神としたものはあるまい。即ち「右者聖人御傳授之金にして、仁義禮智信へ違はざる様に仕候得ば云々」を貸附教訓となし、更に返済方法として三百兩を百人に分ち壹人の借受高額を三兩として、これを無利息で貸與し、百日を期限とする。若し右のうち金一兩滞る時は、その名前より下へ十人目迄の者が一人七百文。また二兩返済出来ぬ時はその名前上下十人宛、一人七百文。三兩になれば残り七十七人で一人七十文宛を辯償するよう相互に責任保証とを持って全連帯責任に立つのである。

先生は、五常講をして櫻町にも行はんとして、文政六年三月廿八日、陣屋詰の役人や村民を集めて、趣旨を説明して実行せんとしたが、初め若干行はれたのみで中止になったのは、寧ろ櫻町には、頼母子講の如きものが適したのかと思はれる。しかし、五常講は、後に報徳社として創立される淵源を為すものである。

吉地昌一『二宮尊徳翁全集』（二宮尊徳翁全集刊行會、1937年）89～90頁

この引用は「五常講金貸箱」として述べられているが、人の常を守るべき5つの徳目を前面に出している。五常は、封建社会の最高道徳である。人間が人間であることは、この五常を心得ていることにある。貸借関係において連帯責任を負わせ、責任を逃れることは、人間の道にはずれることになり、道徳経済のきびしい一面である。この仕組みは、自発的に参加した組合員の醸金であり、自主的に自治的に運営される。また、引用文中の無利息貸與について『二宮翁夜話』以下『夜話』と略す、卷之二42に次のように記されている。

兩全完全の理を示して無利子貸附の徳をしめす

夫無利息金貸付の道は、元金の増加するを徳とせず、貸付高の増加するを徳とするなり。是利を以て利とせず、義を以て利とするの意なり。元金の増加を喜ぶは利心なり。貸付高の増加を喜ぶは善心なり。

同じく 村里興復の法を論ず

村里の興復は、善人を挙げ出精人を賞譽するにあり。是を賞譽するには、投票を以て、耕作出精にして品行宜しく心掛宜しき者を撰み、無利足金、旋回貸附法を行ふべし。この無利息金、旋回貸附法は、極貧の者に対して、無利息で金を貸し与え、正業の基礎を築かせる。そしてその金は、極貧の間で順次巡回させるという方法をとる。その結果富裕になった者は、謝礼の意味で一年分の報酬金をつけて返却する。尊徳はこの方法で多大の成果をもたらした。

ところで、この無利息金貸附は、生産力がつき、返済能力が生ずるまで、取り立てを待ってもらい、生産力が充分についた後に報徳謝思を表し礼金を納める。通常の複利計算による借金苦から農民を救うことになる。これは元金を出しあい、1年間にいくらか割り当てて貸し与える。この返還金を次々に繰り返して貸し与える。この貸付は循環しているので1人でも返還金を未納にしても成立しない。一見穏便な仕組みのようであるが、実は厳しいものである。

尊徳の「日光難形」には、無利息金についての多くの項目がある。その1つ

無利息金年賦返納差支の分余荷方の事

- 一、右同断無利足金貸付け、取立て遣し候処、何ぞ手違ひ、年賦返納差支の節は、入札人
拜に加判人(1)引請け相納め可申筈に候之共、万々一人始引請人差支へ、取立方無之節は、元無
利足金の儀、拝借人総金高に割合せ、余荷(2)致調達可申込に御座候。

注(1)連帯保証人となって判を押す人

(2)余内、余荷(よない)池田正一郎『古文書用語事典』(新人物往来社、1994年)

臨時の負担 付加税 給料などの割増。また、余内(よない)余荷とも書く

『日本史用語大辞典用語編』(柏書房1978年)

近世芸人などが特に請求した割増給料とも書かれている。

引用文に「よけい」とルビがあるので、意味上推察から余計という字を充当したらどうだろうか。

引用文の意味は、夜なべしてでも調達致すべくとなる。

このような厳しい取りきめは、たった1人の未納者が出て、循環貸付の仕組みはくずれてしまうからである。

尊徳の無利子貸付の方法は、元金を推譲して貸付を循環させること、また種金(基金)を元手としてその利子を無利子貸付に回すやり方である。

服部家奉公中に同僚に金の立て替えをしたことに端を發し、五常講を考え出した彼は、栢山村へ帰るが2年後に、小田原藩家老服部家の家政改革を委任される。

この服部家の奉公期間に、お金を循環させたという経験は、後に尊徳特有の経済思想を確立させるための基盤となるのである。そして少年時代の金次郎が困窮の中で身につけたことは、推譲の精神と、どんな事業にも元手がいるということである。その元手をえるために、少しずつ積んでいく道が「積小為大」である。このことは、彼の終世の人生観となる。これらがエキスとなって形成される、彼の中心思想について次章で述べることにする。

第2章 経済思想の確立

服部家の財政建て直しの際に、尊徳が着目したことは、藩財政の窮乏によって借りあげ(借地)が行われ、実収が3分の1近くになっているのに規模はもとのままの経済でやっていたことである。そこで規模を実収に合わせることに、彼は綿密な計算後その規模を割り出した。そして服部家の日常生活における規範を作った。それは、衣食住を最小限度におさえ、他方で運用の妙案で余分を作り出す方法である。借金の方は五条講の組織を拡大する。つまり、藩主から借り入れ、服部家の支払いをし、残りを家臣、用人たちに貸す。低利であるが、藩主からの借用利子よりは高い。それが利益を生んで、いずれは皆済に至る。彼はこの時分度を考え出した。

分度の思想

分度は自分にあった生活設計である。先の記述で規模を実収に合わせたのは、分限を余力の生ずる位置に定めたことになる。

分度に関して『夜話』85に次のように記されている。

相馬藩数氏に興国法取扱心得を示す

我教の大本、分度を定る事を知らば、天下の荒地は皆開拓出来たるに同じ。天下の借財は皆済成りたるに同じ。是富国の基本なればなり。予往年、貴藩の為に此基本を確乎と定む。能守らば其成る処量るべからず。卿等能学んで能勤めよ。

農業は、天候相手の予測の困難な仕事である。たとえ豊作確実の作業が行われていてもひとたび天候の異変があれば、冷害、干害、洪水を招き、他に病虫害もある。これらの対応策として尊徳は、過去180年にもわたる収納の調査を試みている。『夜話』165では。

分度を定むるは道の第一なる事警種々

相馬候、興国の方法依頼の時も、着手より以前に、180年の収納を調べて分度の基礎を立てたり。是れ開拓、出来上りたる時の用心なり。我方法は分度を定むるを以て本とす。此分度を確乎と立て、之を守る事厳なれば荒地何程あるも、借財何程あるも、何をか懼れ何をか患へん。我が富国安民の法は、分度を定むるの一つなればなり・中略・分度を守るを我道の第一とす。能此理を明にして、分を守れば、誠に安穩にして、杉の実を取り、苗を仕立、山に植て、其成木を待て楽しむ事を得るなり。分度を守らざれば先祖より譲られし大木の林を、一時に伐払ても、間に合ぬ様に成行く事、眼前なり。分度を越ゆるの過恐るべし。財産ある者は、一年の衣食、是にて足ると云処を定めて、分度として多少を論ぜず分度外を譲り、世の為をして手を積まば、其功德無量なるべし。釈氏は世を救はんが為に、国家をも妻子をも捨てたり。世を救ふに志あらば、何ぞ我分度外を、譲る事のならざらんや。

分度は、尊徳の思想の基本的原理である。世にいわれる「入るを量って出づるを制する」という言葉のように、収入や身分に応じて生計をたて余剰を生みだそうとすることである。さらに、分度を具体的に農家の場合、商家の場合を『夜話』213で言っている。

権量を謹み法度を詳にする活論

銘々己が家の権量を謹み、法度を審にこそ肝要なれ。是道德経済の元なり。家々の権量とは、農家なれば家株田畑、何町何反歩、此作徳何拾円と取調べて、分限を定め、商法家なれば前年の売徳金を調べて本年の分度の予算を立る。是己が家の権量、己が家の法度なり、是を審にし、之を慎んで越えざるこそ、家を斉ふるの元なれ、家に権量なく法度なき、能久きを保んや。

分度には、天分に合った度合いという意味がある。その分限や収入に応じて支出に一定の限度を設け、その範囲内で生活すること。そこに余剰ある生活を営むことができる。その生活基準の設定を分度を立てるといふ。

尊徳の孫、尊親は『報徳分度論』で「分に従って度を立つるの意義なり。故に分は自然にして天命に属し、度は作為にして人道に属す。此自然の天分に依って歳入を量り、歳入に依って歳出を節制す。これを分度を立つるといふ」と説明している。(分度の成立の図・次頁参照)

分度は、今日流でいえば予算と言えるのではないか、単に経済用語としてかたづけたいところを、分度の言葉の背後には、精神面を優先する道徳的、経済的拡がりが見える。

尊徳の経済思想は、報徳仕法に代表される。その実践の道は、至誠・勤労・分度・推譲である。至誠をもって勤労の効率を高め、推譲を可能にするものは、分度の確立にある。分度のある生活こそ、報徳仕法の原点である。この至誠・勤労・分度を実践するには、農民が自らすすんで荒地を開墾する方法を講じる。それは、無利息金の貸付によって、高利貸しの束縛から解放させることである。また、自分の労働こそが家を支え、藩を支えているという自覚を持たせること。自覚は労働意欲につながる。この方法で尊徳は農民の精神面をも改革しようとした。

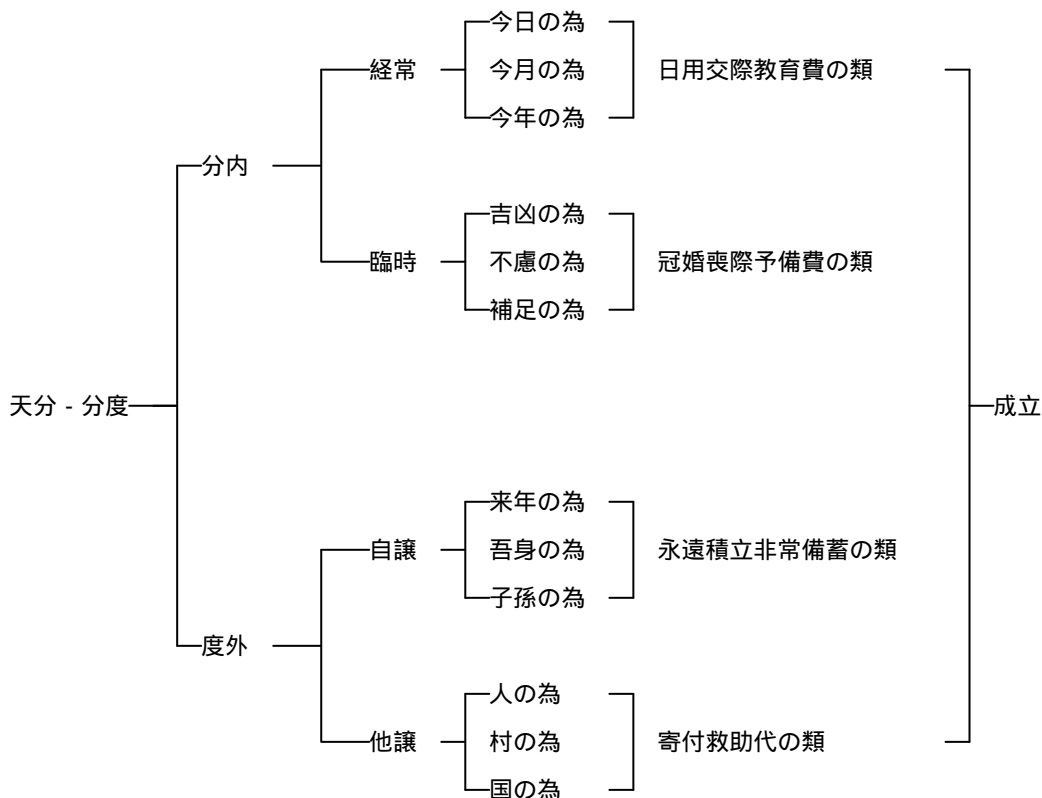
農村復興の依頼も、依頼者が分度の設定を承知しない場合は、引き受けないことにしている。農村の荒廃は、農民の生産物を領主が無制限に取りあげるためであると、依頼者である領主に対しても、分度の設定を要求し、さらに、貢租を分度内に制限し、分外は農民に譲り、荒地の復興、開墾のための基金とする、という条件を出し引き受けている。

服部家の家政整理を引き受けた際にも、主従共に予算生活を断行し、5年の計画を4年で終え、1000兩余の借金を返済して、なお300兩の剰余金を得ている。

尊徳は、富国安民の方法は分度を定めることであると確信している。

事を成就するなら、始めに終りまでの計画を細かく立てる。これが分度という合理的な計画経済の基本であるといえる。そして、予算が立ったなら、その中で生活する、これが

分度成立の図解



分度を守るということである。この仕組みならば、現代の一般人の生活を何等変わるものではない。しかし、当時の農村では、生産を左右するもの、つまり生活を左右するといっても過言ではないものに天候がある。これに対して、尊徳は徹底した対策を立てる。長期間にわたる過去のデータを、統計的に分析するのである。いったん成立した分度を、厳重に守れば、恐れるものはないという。

分度の利点は、富む者は相応に支出が認められ、借金ある者は、その返済が支出の1つの柱となる。分、相応の生活が送れるということではないか。個人、個人の家計にあった分度の設定をみることができるのである。

現代のサラリーマンも、定められた月給の中で生活をし、少しでも余剰を出し、貯蓄に残している。分度を設定したことになるのではないか。

分度は、尊徳の経済活動の基準を表し「分」の天分「度」の人道は、自然と人間を意味し、推譲の前提条件となる。そこで次に推譲について述べることにする。

推譲の思想

尊徳の経済思想の背景には、儒学のみならず、神道、仏教をも独学し、儒教の教典とされている四書(「大学」「中庸」「論語」「孟子」)を学んだことが推察される。

しかし、その学び方は、あくまでも農業的生産、農民生活を考える、農村復興のための思考能力を深めようとするものであった。もちろん学問好きという前提はあるが、現実の問題点が先行していたのではない。彼は、たとえ四書でも、納得がいかず誤っていると思われる、箇書は削除しようとしたが、四書はすべてが正しいという結論に至った。彼は四書の中から『夜話』『語録』に引用している。特に論語から多数引用しているが「中庸」の考えを『夜話』11で述べている。それによると「中庸」は通常平易な道で、一歩から二歩三歩と行くように、近い所から遠くに及び、低い所から高い所に登り、小から大に至る道であるから、まことに行いやすい。たとえば百石の身代の者が勤儉に働いて、50石で暮らして、あとの50石を譲って国益に勤めるのは、まことに行いやすい。愚夫・愚婦でも出来ないことはない。この道を行えば、学ばなくても、仁であり、義であり、忠であり、孝である。神の道、聖人の道も、一挙に行うことができる。いたって行いやすい道である。それで「中庸」というのだ。私は人に教えるのに、わが道は分限を守るのを本とし、分限のなかから人に譲るのを仁とすると教えている。これは中庸で、行いやすい道ではないか。という内容である。これは「中庸」をもって「分度」と「推譲」の精神を説いている。

「推譲」について、多田顯氏が、『大東文化大学経済論集50-3』1990年)76頁「二宮尊徳の経済道徳思想(その二)」で論じているので、引用してみる。

尊徳は、山川草木万事万物は循環・輪廻するがそれは、円をなしていると考えている。これを「一円融和」・「一円融合」と謂うのである。自然一切の事物は、天地の和合で成立する。人間も夫婦の和合で生きる。争ったり、離反することは、すべての「もの」を衰亡せしめる。「報徳仕法」は、この和合・一円融和の思想に基づき、またそれを実現せんとする具体的方法である。

「一円融和」が実現されている一番身近な例は、親子間の愛情である。親子間の愛情は唯相手につくす

ことにある。「報徳仕法」はこの親子間の愛情関係を、家・村・藩等の救済・復興・立直しに押し及ぼさんとするものであるとも言い得る。親子の間に見られる「だゞ相手のためにつくす」ことを、社会関係に押し及ぼそうとすれば、それは、持てる者が持たざるものへ、富める側から貧しき側へ何等かを「譲る」ことが肝要となる。尊徳はこれを「推譲」と名付け、推譲を可能にする方式を「分度」と呼んでいる。

多田氏は、身近な例で具体的に「推譲」を述べている。親子間の愛情は崇高なもので、他と比較できないものと思われるが、「推譲」が匹敵すると言うことは、それがいかに価値あるものかを示している。尊徳の経済思想を、道徳的と言わせる一面であろう。

『夜話』79でも「推譲」について具体的に述べている。

譲道の詳論

或問、推譲の論、未だ了解する事能はず。一石の身代の者五斗にて暮し、五斗を譲り十石の者五石にて暮し、五石を譲るは、行ひ難かるべし、如何。翁曰、夫譲は人道なり。今日の物を明日に譲り今年の物を来年に譲るの道を勤めざるは、人にして人にあらず、十銭取て十銭遣ひ、廿銭取て廿銭遣ひ、宵越しの銭を持たぬと云は、鳥獣の道にして、人道にあらず。鳥獣には今日の物を明日に譲り、今年の物を来年に譲るの道なし。人は然らず。今日の物を明日に譲り、今年の物を来年に譲り、其上子孫に譲り、他に譲るの道あり。雇人と成て給金を取り、其半を遣ひ其半を向来の為に譲り、或は田畑を買ひ、家を立て、蔵を立てるは、子孫へ譲るなり。是世間知らず知らず人々行ふ処、則譲道なり。されば、一石の者五斗譲るも出来難き事にはあらざるべし。如何となれば、我為の譲なればなり。此譲は教なくして出来安し。是より上の譲は、教に依らざれば出来難し。是より上の譲とは何ぞ。親戚朋友の為に譲るなり。郷里の為に譲るなり。猶出来難きは、国家の為に譲るなり。此譲も到底、我富貴を維持せんが為なれども、眼前他に譲るが故に難きなり。家産ある者は勤めて、家法を定めて、推譲を行ふべし。

或問、夫譲は富者の道なり。千石の村戸数百戸あり、一戸十石あり。是貧にあらず、富にあらざるの家なれば譲らざるも其分なり。十一石となれば富者の分に入るが故に。十石五斗を分度と定め、五斗を譲り、廿石の者は同じく、五石を譲り、三十石の者は十石を譲る事と定めば如何。翁曰、可なり。

「推譲」は前述した「分度」によって生じた余剰を、他のために将来のために、家々毎に家法を立て、推し譲る行為である。そして、譲道に勤める者にはおのずと富貴榮譽が集まり、この道に励まない者からは、富貴榮譽がことごとく離れていく。分度によって生じた余剰（推譲金）は蓄積され、村から藩へといきわたる。領主が分度を守ることによって、収奪を防ぎ、農民が分度を守ることで蓄積が可能となり、富をもたらすことにつながる。この余剰を活用することで、さらに余剰は大きくなる。この一環の流れが貯蓄の始まりと言える。時代と共に商品経済が浸透しつつあったが、まだ農村においては、物が動く自然経済であった。農民と金との関係は、消費のために田畑を担保に、やくなく高利貸しから金を借り、利息の返済に追われているうちにいつしか田畑は、高利貸しのものになるというケースが多かった。尊徳は、農民を貧困から救うには農民の生活に、金を導入しなければならないという考えに至った。高利貸しと同様の貸付方では農民の生活は改善されない。そこで、利息ではなく元金を先に返すという方法を考え出した。例えば、10兩の借金はまず1年に2兩ずつ5年かかって10兩返し終わった時点で、あと2年2兩ずつ払い込むという方法である。この後払い利息を冥加金と呼んだ。無利息で借り、用立てることができたことに後で報いるということで、この貸付金のことを報徳金と名付けた。

それでは、なぜ尊徳においては「推譲」という方法がうまくいったのか、について考えてみる。

「推譲」の原義は、人を推薦し自らは退く、である。ここには他者が存在する。単独では成立しない。尊徳が「推譲」と言う方法を成功させたのは、ここにあると考える。つまり、相手は人間である。いかにして人間の心を把握するかである。当時の農村においては、勤労精神の持続性が唯一絶対である。機械を作動させるにも、人の手が必要であるが、ここでは機械そのものが人である。

「心田」・「心地」これは共に「こころ」を田にたとえた語であるが、精神を統一し、荒地開発に励精することが、当時の農村経済のキーポイントであった。尊徳は自らも、荒地の開拓を実践する方法をとっている。そして、自然の一つ一つの真実を体得し、自然の本質をより深くつかんでいる。また、農民の側に立って物事を考えている。そして何よりも分度を立てたことである。分度内での生活をし、少しでも余剰を生み出せることが、勤労の励みになり、お金を貯えるというゆとりが生まれる。ゆとりの精神は他の為に譲れることにつながる。

尊徳は、自分自身も農民の出身であることを、地位が上昇しても忘れず、農民一人一人の心を理解し、時には厳しく接した。人間強化がうまくいったことも、「推譲」という方法を成功させた要因になると思う。

ここで、「推譲」についての別の角度から解釈してみることにする。

「推譲」は、すすんで己を捨て他人に譲る徳と解釈するが、「推譲」が経済理論における「貯蔵・貯蓄」「消費・節約」に相当することを考えてみると、これらは、まず自分の為にやることである。「我欲我執」という意味合いもある。また、分度を定めて余りが出る。その余りを他の人、他の地域に差し出す（推譲）、受ける方は必ずや恩に報いる（報徳思想）、これも結果とすれば「自為推譲」になるのではないか。しかし、「貯蓄」も外部（金融機関）に出せば、「自、他為推譲」になる。この様な解釈もできるのではないか。

さて、ここで「報徳」について記しておく。「推譲」の「譲」が、報徳の目的として重要である。譲は勤労による徳でもあるり、勤労は報徳のためにも必要な人道である。決して、自ら食べるための財を蓄えるための道ではないという。現代の経済学的思考からはずれる論理ではないか。尊徳の経済思想は経世済民という。それは世を治め民を救う政治経済論ともいえるのではないか。

報徳は分度・推譲の究極といえる。彼の実践経済、農村復興策の礎をなすものである。この報徳思想が、農民の経済更正に適用されるためには、農民自身の日常の生活態度が重要視される。尊徳の教訓としてわかりやすく作られたものに報徳訓がある。

父母根元在天地命令	身体根元在父母生育
子孫相続在夫婦丹精	父母富貴在祖先勤功
吾身富貴在父母積善	子孫富貴在自己勤勞
身命長養在衣食住三	衣食住三在田畑山林
田畑山林在人民勤耕	今年衣食在昨年産業
来年衣食住今年艱難	年々歳々不可忘報徳

報徳訓は彼の思想の中心となる、至誠・勤労・分度・推譲を方法とした報徳による一円融合的発展の実現である。それに基づき農村復興を行うのであるが、このことを具体的に述べている。そして人間や自然事物に内在している徳を引き出し、それらを価値付けようという報徳思想が農村の経済復興に適用されるためには復興の遂行者が、この報徳観を自覚しなければならない。この延長線上に彼の思想が広がるので

ある。次にそれについて述べる。

自律思想

尊徳は、なぜ「分度」「推譲」の思想を展開するに至ったか。その背景には何が見られるのか、彼独特の思想なのか、あるいはどんな思想から影響を受けたかなどを考えてみる。

尊徳はどの学派にも属さない。彼が主として影響を受けたのは儒教である。読書したのも「論語」が中心で、あとは「大学」「中庸」等である。しかし、これらに対してもそのまま受け入れるのではなく、自分自身の思惑に基づき、実体験に照合し、実践可能なものに仕立てるのである。それらを事細かく記録に止めるのである。それらが『報徳記』『夜話』『語録』『三才報徳金毛録』などである。彼の考えでは、神道、儒教、仏教はそれぞれ一長一短があるという。神道は開国の道を、儒教は治国の道を、仏教は治心の道を、それぞれ主としている。彼はこの三道の正味のみをとって、人間最上の教えを立てた。それが報徳教である。彼は、神道は開国の道と言っているように、まず神道が盛んに行われてから後に、儒教、仏教が入ってきた。神道が行われ十分に事足りようになってから、世間に難しいことも生じ、その時初めて儒教、仏教が必要となった、ということである。

神道は人道の始まりであり、人道は推譲の行為である。そこで尊徳の思想は、神道を基としているとも言える。

次に尊徳の仕方書について述べてみる。

彼がはじめて、小田原藩領外に出て行った大規模な仕法に桜町4千石復興に関する仕方書がある。この桜町仕法における苦心と成功が後年の復興仕法の原則の基となる。桜町の復興は、命ぜられてから10年で1期の事業を終えるが、この間、彼は農民に貯蓄の方法を教示する。彼は農民が耕作可能な田畑を所有し、その範囲内で生活できればよしとし、開墾や農耕にも消極的であることに注目して、農民が金に関心を持つ必要性を感じた。それも消費生活が潤う程度のものでなく、貯蓄して増やしていくための金である。金は預けておけば金利を産む。蓄えた金を投資し、治水工事や開墾地を拡大することに使う。そこで増産された農作物を金に換え、再び金を貯える。その回転をうまく行い、桜町仕法の完成をめざした。個々の農民が富むことは、藩の利益につながる。貯蓄は富国（藩）の基本である。本来貯蓄は今年の物を来年に譲る譲道である。親の身代を子に譲るのも貯蓄がもとになっている。貯蓄は1個人のためにだけあるものではなく、将来に譲ることで他人のために活用することにもなる。「推譲」を重ねるものが増加の一途をたどれば、家は栄え、村は富み、国（藩）は富む。「分度」に「推譲」を重ねることで仕法の根本理念は、ほぼ確立する。「推譲」を生出する根元は貯蓄ということに落ち着く。

この時代、経世済民の政治経済論を説く、経世家が目立った。儒教の影響を強く受けた思想家に多く、かなり思い切った政治改革論もあるが、封建制否定までは至らず、一部は幕府・藩が採用した。

尊徳も幕吏（御普譜役格）に登用され、幕府、諸藩に迎えられ農村復興に努めたが、あくまでも農民の立場であることに変わりはなく、そのことが仕法実施に障害となることもあった。彼の思想も決して革命的ではなく、封建的な領主と、農民の両者に天分にふさわしい限度を守らせることによって、封建農村を維持しようとするものであるから、武士階級にも歓迎され、小田原藩をはじめ多くの藩に招かれて藩政改

革を指導した。

さて、ここで彼の「分度」「推譲」をもって農村復興を成功させた事例として、桜町をとりあげ具体的に述べることにする。

桜町の復興

桜町（現栃木県芳賀郡二宮町と真岡市にまたがる）は小田原藩主大久保家分家の宇津家が、物井、横田、東沼の3ヶ村併せて4千石を所領の藩である。この桜町領も当時、他の諸藩と同様財政窮乏の最中で、本家の援助でどうにか危機を免れていた。元禄の頃4千石あった土地も今や2千石位になり、農家戸数も盛時の半分という荒廃ぶりである。この地の復興は過去に幾度か手がけられたが失敗に終わり、打つ手もなく放置されていた。藩主は最後の手段に、家老服部家の借財整理をやり遂げた尊徳を登用しようとした。引き受けざるを得なかった彼は、まず、当領地の視察を行い、その結果、復興の方法を立てた。

それは、これまでのような金を出しての救済策はとらない。その土地が本来持っている生産力による。収入に応じて分度を立てるということである。復興の目標額を出し、それ以上に復興のすることがあっても、年貢はその限度を超えてはならない。この目標額を割り出すのに100年間の年貢帳を調べ、その数字を詳細にわたって検出した。この数字をもって説明するという近代的なやり方が、ここに表れている。彼は実地検分や、100年間の年貢を調べた上で、桜町4千石が復興する限度は2千石余とした。さらに宇津家が収入している年貢962俵は凍結した上で、10年後に2千石に達する計画を立てた。宇津家では、当面962俵の実収を基礎として、その分度に従った生活をしなければならない。一方農民に対しては、反当たりの年貢を半減してやった。農民がその分度を守っていくならば、十分に分外が出る計算である。これまでは農民が働いても、働いても年貢で吸い上げられ余剰がでない。剰余（推譲）が出なければ、絶望的になり、勤労意欲までも失う。分度、勤儉推譲方式である。桜町領が荒廃した大きな原因である。それは4千石の地が、荒廃で4千石足らなくなっている桜町領は2反を1反に見立ててもうおいほどの可耕田があったのである。

文政5年（1822）尊徳は、小田原藩主より正式に宇津家領地再興の命を受ける。任地に赴き、まず早朝うおり夜迄つづさに廻村した。これにより村内の生活を把握した。次に村民の表彰を行う。表彰者の選定も一般人から投票させる。（投票によらない者もあった）この投票方式で、村人たちに、立派な農民とは何か、ということを考えさせる。まず農民の精神面をとらえ、第2段階として、荒地の起し返し（土地の開発）を行った。当時の農村においては、土地が経済の中心である。農地の開発が進むほど村の経済は豊かになる。しかし、即座に荒地開発は難しいので、農具など、物質的面を援助した。第3段階は、道路、用水路、堤防、橋梁等の整備と、農業の基本的な問題に力を入れた。第4段階は、領内の生産人口の増大に着手した。このような方法で仕法が進行していく中、難問も起きる。それらは、小田原藩派遣の小役人たちの抵抗と無理解な上役の赴任である。尊徳の仕法に水をさすのである。厳しい身分の封建制度は根強い。それでも、次第に村内の支持者を得るようになり、多くの妨害も乗り越え、10年間で宇津家は、桜町領の収納額を2倍にあげることができた。

桜町領の仕法の成果を聞きつけて、尊徳に仕法の依頼を申し出た村が多数に及んだ。

そこで、彼の仕法を取り入れ効果のあった藩を2, 3事例として挙げることにする。

尊徳の仕法を取り入れた他藩の例

横堤村（栃木県）は年々氾濫がおこり沼沢地が多く、その開発に仕法を倣った。

堤上村（茨城県）は天保7年の飢饉に会い、領主が、村民の借用に応じられず、尊徳に借用を申出た。

倉真村（静岡県）では、尊徳は岡田左平治（代々名主）に片岡村（神奈川県平塚市）大沢市左衛門（尊徳の弟子福住正兄の父、大名主）の仕法を示し、一村仕法の模範的なものとして指導した。つまり貧富相和し、各自の分限による推譲の力を結集して、目的を遂げ得るというのである。そこで、岡田は年々の得米の中から50俵を今後60年間、掛川藩内の復興資財として差し出し、別に余財を集めて、金100兩の献納を申出た。

尊徳の仕法を願い出た者は、西は紀州より、東は石の巻におよび、北は信濃より越後におよんだ。そのうち仕法を受けた地域は30万石におよび、数多くの人民を救った。

これら仕法が徐々に広まっていく頃、尊徳と藩や幕府との関わりはどうであったか、次の章で述べることにする。

第3章 時代背景

尊徳が、桜町復興を命ぜられた文政5年（1822）から、日光仕法雛形完成の弘化元年（1844）までが、尊徳の活躍した時代といえる。とりわけ天保時代（1831～1843）には、凶作が続き、天保の大飢饉となった。破壊寸前の農村に対して、諸藩は適切な対策がたてられず、尊徳の仕法を頼りにする藩が出てきた。

彼の経済思想である、分度と推譲が天保の大飢饉から、農村を救済するのに、どのように活躍したのかをみることにする。

天保の大飢饉

天保4年（1833）初夏に、宇都宮で食した茄子が「秋茄子の味」と、尊徳は天候の不順から、飢饉の到来を予感した。そこで桜町に帰ると、さっそく畑の作物を引き上げさせて、そこに粟・稗・大豆等を植えさせた。桜町の農民は不本意ながら従った。翌5年、尊徳は、再び命令を出した。（『夜話』巻の五、196天保両度の凶歳に付て用意件々）

尊徳は、「天体の運行には周期があり、飢饉は遅くて5, 60年、早くて3, 40年に1度必ず来る。天明の大飢饉（1782～87）後の大凶作の年が、近いうちに来る。凶作に備え、今年から3年間、畑の年貢を免除するので、稗類を植えよ。1軒、1反歩、3か村（物井・横田・東沼）の稗は、3年後には数千石となる」と考えたのである。彼の予感したように、大飢饉が到来、多くの餓死者が出たが、稗の収穫のあった桜町領からは、1人の餓死者も出ず、困った隣村のために稗を貸出することさえできた。も

つとも、谷田部（茨城県筑波郡の南部）茂木（栃木県芳賀郡の東部）領のように、はじめから尊徳の説を信じ、飢饉の用意をよくした所もあった。

彼の予感『三才報徳金毛録』（金言集の意味）の天命四序変化之図（曆軸：-こよみは、61歳にして本に還る）による、1年の歳入を4（四季）分し、3（春夏秋）を用いて1（冬）を備蓄するを実証している。これが分度であり、分度は経済活動の規範となりうる。

そして、隣村に稗を貸し出した行為は推譲につながり、両者の関係が明確になる。

天保の改革と尊徳の仕法

桜町における尊徳の仕法は、各地に伝わり隣の青木村が、その仕法の実施を願い出る。続いて谷田部、茂木、一万六千石余を領する細川長門守、さらに烏山藩の大久保佐渡守、小田原の本藩、下館藩、相馬藩等が、尊徳の仕法を求めてきた。

天保の飢饉の影響で1、関東諸藩の状況は例外なく危機的な様相をみせていた。どの藩も膨大な借金と荒地を抱え、空の米蔵の前には、飢えた農民たちがあふれていた。

最も窮地に立った烏山藩（栃木県那須郡烏山町）の場合は、天保4年の打ちこわし直後財政改革が始められたが、9年現在で金利2割の高利を含む3万2000兩の借金を抱え、所領4万石の藩が債務者に払う金利は、1年に4000～5000兩であった。財政の窮乏が苛税を生み、天災（凶作）が人災（飢饉）となる。

天保7年の飢饉で救助した農民800人以上、11棟の小屋に収容、医師が診察に当たったが、この費用は、尊徳の桜町報徳金から貸し付けられた。

谷田部・茂木の場合も1万6000石の所領に対して、12万7000兩の借金を抱えていた。

下館藩2万3000石も3万5000兩、額の多少はあるが、3藩とも藩士の減俸と荒地の起し返しなどによる再建が期待された。

尊徳の仕法は、窮民に力を出させ、再発・開発で多くの土地を切り開き、領内の収納を追々増やすというやり方である。これは苦しめて土地を拓き、その上で儉約する。分度、推譲の方式である。

尊徳は借金の返済を強力に勧め、谷田部、茂木領、細川家の場合には、本家肥後（熊本）細川家の貸付金6万兩余の棄損（6年以前の貸金放棄、以後のものは低利年賦返済）と御用商人の新借・古借の利下げ、無利息の交渉と、江戸・谷田部・茂木における経常費の支出制限を実施する。経常費制限のため、江戸・谷田部・茂木で儉約を競うことが忠節の道とされて、藩士に俸禄の停滞、借上げを強いることになった。苛税のために生ずる未納金や減免要求を禁じるため、尊徳の千兩無利息金は、荒地開発新百姓取り立て、出精者へのほうびにあてられた。これらにより借金の返済には成功したが、未解決で障害となった点は、藩士の不満であった。藩主の大阪詰で、経常費が膨張し、分度維持が破綻して藩士の不平となったのである。そして藩士たちは、尊徳の仕法を拒否するようになった。この問題は、烏山・下館でも同様であった。

烏山は、領内の開発で増収となった。尊徳の方針は「家中土台の根本は御領分、これを守譲する御家中の方々の二つを修復しないで取り直しの方法はない」というもので、増収の3分の1を領民に還元しようとした。これを堅持した仕法の中心者は、追放されてしまった。

下館藩内でも、尊徳仕法支持派と反対派に分裂し、それに、二割八分の減俸を強制された藩士の、俸禄復元要求が結びついて、仕法は停滞する。

藩が尊徳に期待したのは、単に借財処理上手であればよくて、藩の分度を押さえても、なお農民の再生産能力を作るといった、長期の根本的な仕法ではなかった。彼の仕法は、桜町領のように最初に分度を立てることからはじまるので、藩の方針とは一致しなかった。小田原藩の事情は、これらの諸藩とは異なった状況で終始する。

小田原藩（本藩）における報徳仕法

小田原藩は、譜代の大藩（11万3000石）であり、尊徳の生国である。彼は桜町仕法の成功を、本藩でも実現し、この仕法の展開に全力投球するつもりでいた。

天保8年（1837）2月、藩主大久保忠真は重病の床から窮民救済を命じ、手本金千両を下付したが、藩の中樞は、尊徳の仕法に反対のまま、計画が実施に移された。

領内の廻村で、農家上・中・下に当面の食料を与え、手付金も307か村の飢民に分配した。貸付金も順次行われる。しかし反尊徳派は、8年3月、藩主忠真が亡くなると、いっそう強くなった。仕法を地方役所に吸収して公法として、尊徳の個人的影響を農民が直接に受けないようにした。

小田原藩において、報徳仕法が果たした役割は、大凶作を契機とした飢民救済と報徳金貸付以来の実績を持って、藩政に「窮民撫育」「村柄取直し」をもたらしたこと。しかし、これは経済の分度を守るための上下の不和を強めた。藩主も藩士も例外なく参加し、減俸を守り、余剰を生み出し、推譲を行う筆必要があったが、藩の治政者には理解されなかった。農民出身の尊徳に、階級的反感を持っている藩士たちは、始めの約束である、分度の確立を実行しなかった。尊徳と約束した分度が、それ以上の農民からの収奪を妨げるからである。そして、「小田原藩で、報徳仕法は良法には相違ないが、故障のかどがあって、今般は中止する」という命令が出て、仕法廃止となる。

幕史登用

小田原藩は、尊徳を敬遠して幕府に推薦したという説もあるが、藩の推薦だけでなく、幕府の代官や青木村領主、勘定吟味役が、それぞれの線で進めており、老中水野忠邦の所で結ばれ、御普譜役格という幕府の役人となった。

忠邦は天保8年3月、大久保忠真の死後、財政・農政担当の勝手係兼任となり、天保飢饉によって最低になった年貢の減収をとり戻すための諸政策を立てていた。各方面から尊徳のことを聞き、その仕法を幕領にも利用しようと考え、天保13年10月、尊徳を登用した。同月6日、幕史となり翌17日には、利根川分水路見分目論見御用を命ぜられた。彼は土木巧者として期待されていた。これは桜町仕法のあと、最初に仕法の実施を願い出た青木村で、桜川に堰を作り、用水路を整備するという工事を短期間でやっけたことに起因する。しかも仕法の最初に報徳金の貸付けを行うという方法をとった。

利根川用水路工事についての、尊徳のやり方は十分な調査を行い、まず周辺の農村の復興から始めるこ

とが近道と報告書を提出する。具体的には、難工事が予想されうので、最初に5カ年賦無利息の金を付近の農民に貸し付け、衰えた周辺農村の立て直しを行い、年賦取り立てで戻る元金を貸付金として廻し、返済のお礼の報徳冥加金で工事を進め、完成までくり返して継続実施するという方法である。これは数十年という長期計画であり、水野は早期進行を要望しているため、仕方は潰れてしまうことになる。

先の小田原本藩の仕法も、この利根川用水路開削の件も、農民にやる気を起こさせ、費用の工面も出来、あとは実施するだけという段階で取り止めになってしまう。上役の理解が得られないもどかしさもあるが、彼の仕法は、確実な結果をみるために、どうしても長期計画になってしまうことである。

尊徳が水野に登用されて3年目、日光神領荒地開拓の調査を命ぜられ、直ちに実施調査が始められることになったが、これは、すぐに変更・中止となった。それは、徳川家の東照宮のある神聖な土地、日光の神領を復興する仕法は、単に日光にとどまらず、全国すべてにわたって有効な仕法の規範となるものでなければならぬと考えられたからである。

したがって、2年3か月費して仕上げられた「日光雛形」は尊徳や門弟たち、小田原藩の彼の仕法実践者たちにより、ただ一度の実地見聞もなく、すべて江戸で検討されて完成した。これには、桜町仕法が役立っていると考えられる。

日光神領の仕法書が一括して「日光雛形」あるいは「仕法雛形」と呼ばれるのは、これがあらゆる形の復興に適用されるからである。ゆえにここで「日光…」という名がついているのは、日光神領仕法に際して書かれた、仕法原則という意味であり、単に日光神領だけのための仕法を指すものではない。

最後にこの時代に尊徳と同様の農村を救う思想家（大原幽学）を取り上げ、尊徳と対比しながら述べてみる。この比較は、両者とも、農村復興に努め、勤儉、節約を説いたことなど共通点も多いが、幽学は幕府の咎を受けて自殺。尊徳は幕府に迎えられ、病気の身でも事業を続けられたことから、封建社会にあっては立派な思想家も、幕府の支持なくてはその思想を広めるのに困難を来した。そして両者とも信用組合の先駆者的存在であったということを理解させる。又、幽学の「道心」は尊徳の「推譲」に近いということもいえる。

大原幽学（1797～1858）との比較

幕藩体制も幕末に近づくにつれ、さまざまな矛盾があらわれた。特に関東地方では十分に商品生産、流通が展開されないうちに、全国的経済にまきこまれたことによって、農村の荒廃が進行することになった。領主の年貢取り立ての目的のために、自給自足を強制された農民は、一方では武士や町民の必要を充たすために、商品流通の中へ引き出されることになった。こうした状況のもとで、農村立て直しのためにさまざまな試みが行われた。なかでも尊徳と幽学は、実践家として代表的な人物である。彼らは農村の荒廃を、構成員である農民の精神的荒廃でもあり、経済的な復興と同時に精神的復興を行うことによって、積極的な農業経営を担う主体を育成しようとした。そうした彼らの試みは、村の存続を、切実な課題としていた村の役人たちに受け入れられ広範な広がりを見せた。

尊徳（1787～1856）の農村復興案の根本は、領主も農民も、共に身分相応に節度を守ることにあった。これは個人生活では、身分、財産に応じて、何事も生活を控え目にして、多少とも余裕を

残すということで、農政としては、領主は農村の再建ができるまで年貢を減らし、農民には年貢を減らされた分だけを払ったものとして積み立てさせて、これを農業施設の整備や営農資金に貸出して活用する一方、農民には、どこまでも儉約を勧めるというものだった。彼が再建した農村は全部で600余にもものぼった。彼の農政思想は後世にも引き継がれ、信奉され今日でも報徳社という団体が、その思想活動を続けている。

幽学は、勤儉貯蓄と生活の合理化を指導し、信用組合の先駆ともいわれる、先祖株組合という組織を作らせて農村を復興しようとした。

彼は天保2年(1831)房総地方に入り、この地で「性学」運動を開始するまで、およそ20年にわたり各地を遊歴、その後幕府の嫌疑(領主の支配単位の村を越えた道友たちによる新しい村作りを進めようとしたことによる)を受けて自殺するまでの約30年近くにわたり、房総地方の農村復興に活躍する。著書『微味幽玄考』に「下愚といへども五行五常も備わり有る者故、其勤に怠る事だに無ければ育ひ導く事の至らずといふ事なし」とある。同じみちを志す道友をもつことにより、協力しあい「人心」(自分の身を思う)を克服しようとした。こうした彼の考えは、彼の村作りの中に現れる。例えば、先祖株組合の結成は道友たちが、互いに土地を出資し収益を積み立てることによって、家の存続をはかる。その際道友たちに求められたのは、飲酒の禁止や節約の勧めなど、従来の伝統的生活態度を改めることにあった。そして彼が「道心」(身を慎み人を憐れむ志)の実践の場として重視したのが農業経営であった。それは労働力の合理的配分と計画性を農民にもたらし、生産力の拡大をもたらすものであった。さらに村全体としては、耕地の交換分合(耕地が分散している場合、その経営者たちが互いに交換し合い土地を一所に合わせる)や家屋を耕地に接して建て替えるなどの耕地整理を行うことによって、耕地の分散を改めて農業生産を高めようとした。幽学によって行われた「性学」運動は農民に自発的な勤勉や禁欲を求め、新技術の導入や合理的な農事改良を行うことによって、生産力の拡大を図り農村の復興をもたらそうとした。

尊徳や幽学は農民を指導、強化することによって禁欲的、合理的労働が主体となるよう育成し、農村の復興を図ろうとするものであった。それは、共同体としての村を越えることはできなかったが、領民が経済的、精神的にも領民的富「民富」を構想する思想であった。

彼らの経済思想は、経済と道徳の一致を求めようとするものであった。幽学は尾張藩士を辞し、関西放浪を15年続けた後、自分の進むべき道は社会道徳の強化実践にあると決意する。そして下総香取郡長部村(現在の千葉県香取郡干潟町)に土着するのであるが、この時34歳(尊徳44歳)幽学は出身地も語らぬ浪人の身、尊徳は農民出身でありながら今や武士格、身分は農民であるが、組徒格(桜町陣屋主席)となる。

両者は同じ天保改革期に同じ関東で、独自の方法で共に農村復興と取り組んだ。強固なまでの使命感と厳しい禁欲、率先して自ら実践する現場主義、門人が多数などと共通点をもちながら、幽学は幕府の咎を受け、農村立て直しを禁じられて自殺する。尊徳は幕史として、政治と農民の間の数々の矛盾に苦しみながらも、桜町1期事業を終える。幽学には先祖株組合、尊徳に報徳社があり、共に信用組合の先駆ともいわれる。尊徳に関して次のように記されている。

「町村二信用組合法ヲ行ハント欲セバ報徳ノ法ニ據ルヨリ善キ八無シ平田氏ノ信用組合論ニ報徳社ヲ以テ日本現在ノ信用組合ト稱シタル」(佐々井信太郎『二宮尊徳全集36巻 門人集』二宮尊徳偉業宣揚會、

1931年, 1029頁 岡田淡山選集 報徳結社論)

尊徳には四天王といわれる弟子たちがいる。彼の農村復興に関する書物に『仕法書』『報徳記』『二宮翁夜話』『三才報徳金毛録』『語録』等があるが、これらは尊徳自身は発表せず、彼の死後弟子たちによって編集された。

幽学は『微味幽玄考』を生存中(49歳・1845年)に出版し56歳の時に押収されている。一方尊徳の『報徳記』は1859年(安政6)彼の死後、富田高慶によって書かれた。この書が世に出たのは1880年(明治13年10月)全8巻を明治天皇に献上、明治16年12月に宮内省で発行し、知事以上に配布、さらに23年5月大日本農会版一冊が発行されてから広く読まれるようになった。これらのことは幽学と大いに異なるところである。さらに、両者共に道德経済をめざし、勤勉、禁欲をもって農民を指導し、新技術の導入や合理的な農事改良をして農業生産を高めるなど共通している。しかし、幽学の出生に不明な部分が多いこと。(彼自身が口を閉ざして語らなかった)尾張藩士を辞し、長年にわたって各地を遊歴するという波乱の人生であった。

尊徳と幽学との違いをまとめてみることにする。

幽学は、尾張藩士(愛知県)大道寺家の出と伝えられる。幕末の農民指導者で、藩士を辞し歴遊をする。尊徳とは出発点から違う。尊徳は、幕末の農政家、相模の出身。没落した家を勤儉再興し、幕府、諸藩に迎えられる。共に農村復興に努め、経済と道德の一致を求めようとした点は類似している。

尊徳の仕法の重要な点は「分度」の設定と「推譲」にあった。領主が「分度」を守ることによって収奪をおさえ、農民も「分度」を守れば貯蓄が可能となり、富がもたらされる。「分度」を立てて「推譲」を行うには「人道」でなくてはならない。「人道」とは、心の自然である天道に働きかけて、欲望をおさえ勤勉や貯蓄を求めるものであった。

一方幽学は庶民といえども、本質的には善であるとするところから、積極的な教化活動を行う。自然の養育をもって導くなら、必ず本心の正しきにいたる。本心の正しい状態を「道心」という。「人心は己を思ふ」「道心は身を慎み人を憐むの志、私利私欲を克服した状態」この「道心」は尊徳の「推譲」に近いものと考えられる。そして、幽学は知足安分を説く。知足安分は、石田梅岩以来心学思想の伝統である。経済倫理の根幹といえる。金銀財宝そのものは決して貴いものでなく、足るを知る心こそ何にもまして、貴い宝である、とする。ここから知足の途を堪忍と説く心学者が多い。幽学は各地を巡歴、巡講しており生活の資に苦しみ、滞在費用にも事欠く状態である。先祖株組合の結成も、道友たきが互いに土地を出資し、収益を積み立てることによって家の存続をはかろうというものである。この先祖株組合は、長部村等5か所結成されるが、最後には(19年後)解散となる。幽学は仏道を修業、門人を伴って各地を歩き道を講じたり、布教に力を入れた。尊徳に比べて、宗教的要素が強いのではないか。

先祖株組合は解散、資金に縁がない点、主として勤儉・知足安分を説いた幽学に対して、尊徳は、節約・貯蓄を中心とする事業法で、報徳社も大日本報徳社となり現存している。そして活動の資金となるものは5つの財源よりなる報徳金がある。分度を立てる計画経済であったため最初から資金の操作には長けていた。

これらの諸点が、幽学と尊徳の経済思想の大きな違いと言えるだろう。

第4章 結び

尊徳の経済思想として、分度と推譲を中心にこれまで述べてきた。まとめとしては、いかにして農村復興を遂げたかということである。尊徳の生きた時代は、江戸幕府の後期で、晩年は幕末期に入っている。まさに変革の時代である。彼は経済的に荒廃した、当時の農村の復興に生涯をかけた。当時の農村の荒廃の原因は、藩の重税と商業資本の侵入であると言われる。彼の仕法はこの二点を排除するものであるから、藩の役人からは少なからず疎まれた。

具体的には、生産性が低く封建的収奪の重圧の下に、物心ともに荒廃した農村の更正と幕藩体制の延命を図ることであった。

その方法としては、諸藩に対し年貢軽減を求めることを出発点としたが、重点は農民をして、農業に精励させ、その収穫から年貢を差し引いた残金によって、つつましい消費生活をさせ貯蓄を行わせることにあった。この貯蓄は、荒蕪地の開拓による生産力増加と、当時頻発した凶作に対する備荒貯蓄に充当させた。

人間の経済と道徳との始源においては、一体である。すなわち、経済の始まりはすなわち、道徳の始まりであり、道徳の始まりは、経済の始まりであるとみなされている。尊徳の経済思想は道徳経済一元なのである。

当時は幕府も藩も農村においていずれも資金不足であった。それどころか借金にあえいでいた。商人からの借金である。

尊徳が大久保家の分家宇津家の財政、とくに農村立て直しの調査を命ぜられ、10年をかけて1期の事業を終るのであるが、この事業は桜町仕法と言われ、農村立て直しの成功例となったことは第2章で述べた。ここでは資金の動きについて述べることにする。

彼が桜町に赴任する時には、桜町陣屋主席として、5石(11俵余)と2人扶持(9俵)の手当、ほかに費用として年々2百俵と金50両が小田原藩より送られた。そして彼自身の田畑や家財を整理して合計76両を持参した。

小田原藩からは先の費用のほか、開発地からの貢租、第1年以來貸し付けた無利息金の年賦償還金など、年々千両から二千両近い仕法金が支出される。

復興計画は、文政5年の実収年貢1005俵と金127両を、同6年より向う10年間の宇津家の収入定額として、それ以上にとれば、その分は蓄えて仕法費用にまわし、10年後には2000俵の年貢を納めるように目標を立てた。

仕法金の使い途は、村一番の働き者を選ばせ褒美を与える。桜町三か村の農民の借金660両を仕法金より立替え返済し、借金のない者14名を表彰し、翌年の年貢金免除を発表した。借金を返済し終えた農民は新しく高利の金を借りることを禁じた。問題点として金の損得だけで行動すれば人に譲ることはできないということが残ったが、離村していた6名が村に帰り、越後から農民3名を入植させた。

農民の高利の借金を返済させるため、低利の貸付を重点的に行うが、個人個人の生活事情に応じて無利息から低利にわけ、長期と短期の区別をつけた。借金のない者を表彰したのは、借金を作れば低利に借り替えてもらえるという情性を断つためである。実にこまやかであるが、これらは、尊徳の早期から廻村し

た成果である。生産実践の場で、個々の農民の具体状況をつかむ彼の現場優先の方針である。

天保2年、仕法は10か年の満期を迎えた。10年間に要した仕法の資財は1万2000両、その間農家は164戸と8戸増え、人口は79人増となった。年貢収納実数1894俵となり、文政4年の1005俵に比べ倍近くなった。

次は領主宇津家の財政確立を急がなければならない。すでに文政12年後半、具体的な検討が始められており、領主の食費や光熱費などの節約、下男、下女の給料増額、天保2年には宇津家家臣の高利の借金49両の返済を立て替えた。また1200両を永続手段金として宇津家に献納し、この利子で不足を補い、仕法満期後に、小田原本家から年々米200俵と金50両の助成を断たれても家政が立つように準備した。

実際は桜町仕法は5年延期されたのであるが、15年間に総計1万8900両という巨大な費用が投じられた。尊徳という指導者と藩主の大久保忠真、宇津家がその分家であるということで本藩より莫大な出資金があったことと種々の条件が揃って、はじめて成功したのである。いかに貧困の農村を復興することが困難かということである。

第2章と重複する部分もあるが、尊徳の経済思想である、分度・勤儉・推譲方式はこの桜町仕法で言い尽くせると言えるのではないだろうか。

資金不足の時代に、尊徳には「推譲」による余剰金、つまり報徳金という強い味方がいるということが、彼の事業、具体的には、年貢収納高のアップ、人口増、それに伴う治水・土木工事の完成等を大胆に遣って退けるのだと思う。この余剰金も、彼が服部家に奉公している時に、五常講なるものを考えついたことにはじまる。仕組みの要因となったのはそれ以前、まだ彼が11歳の頃の生活体験からである。

尊徳が報徳の語を使うようになったのは、天保2年(1831)からのことと伝えられる。この年は、桜町1期事業が終わった時にあたる。その意味でも、この桜町仕法の成功が、彼にとって、いかに意義深い事であったかと言える。以後、彼は仕法を報徳仕法と呼び、仕法に投入される資金を報徳冥加金などと呼ぶようになった。報徳金の基金としては、仕法開始時の領主の下給金・村内有力者の醸金・他の仕法からの借入などがあるが、仕法が順調に進んで生じる余剰は必ず報徳金の基金に加えねばならぬ、とした。

小田原本藩での尊徳の仕法は、中止となったが、この仕法に彼が投入していた報徳金は5000両であった。これが返却されたので、彼はこのうち3000両を日光仕法に充てている。

つぎに、報徳金貸付の特徴について記す。

1. 無利息の貸付け
2. 貸付元本の年賦返済
3. 元本返済後の冥加金の納付

例えば、150両借金、年利2割で毎年30両利息を入れていく貸借関係があるとすれば、報徳金の借入れによって150両をまず返済。つぎに報徳方式の貸借関係に切りかえられるなかで、5か年賦とした場合、年毎に30両ずつ5か年間で元本を皆済し、その後に冥加を感じて引き続き1年分なり2年分なりを冥加金として納付するという関係が、報徳金の貸付けであった。

無利息のかわりに、貸付元本返済後、冥加金を出すという方式は報徳金貸付に固有のものであり、これを利息分として見積もっても、低利の貸付けとなっている。

これまで、数字を中心に尊徳の経済思想の経済の部分を述べたが、つぎに思想を中心に述べてみる。

「分度」は、尊徳思想の本源である。農村においてこれを立てるには、田畑の作物実収高の盛衰時を平均して決めている。これを中庸の分度と言えないだろうか。尊徳は『夜話』で「中庸は易し孟子は難し」と言っている。分限のなかから半分を譲るという意味で中庸と言っているのではないか、事を処理するにあたり中庸をとることが、あんがい正論といえるのかもしれない。

東洋の思想を教訓的、さとしと考えた場合西洋の思想は、統計的、分析的と言えないだろうか。これは、民族的、文化的イメージから来るのだが、尊徳の分度と推譲にあてはめると、分度は西洋的思想で、推譲は東洋的思想となる。西洋、東洋、右、左、上、下両極端に走らず、両者のプラスの部分を取りながらうまく同居させることがよいのではないか。

『大学』に徳は本なり、財は末なり、とあるが、尊徳の思想が道徳経済と言えるなら、この序列でよいことになる。

しかし、今日の経済界はどうであろうか、“財は本なり、徳は末なり”ではないか。

けれども、それは一概に非難することではない。尊徳にしても、資金を運用していく上で、利潤なるものを無視してはいない。それがなければ事業はできない。すべて両極端ではなく中庸をとることである。幕末の時代にも現代にもプラス点、マイナス点、共通点はあるといえるのではないだろうか。

参考文献

- 奈良本辰也『二宮尊徳 大原幽学』（岩波書店，1973年）
佐々井信太郎『二宮尊徳研究』（岩波書店，1927年）
中村幸彦『日本の思想18 安藤昌益、石田梅岩、二宮尊徳他』（筑摩書房，1971年）
下程勇吉『二宮尊徳の生活と思想』（理想社，1950年）
守田志郎『二宮尊徳』朝日選書382（朝日新聞社，1989年）
佐々井信太郎『二宮尊徳全集』第1巻～第36巻（二宮尊徳偉業宣揚會，1932年～）
下程勇吉『二宮尊徳の現代的意義』（秋田屋，1945年）
児玉幸多『二宮尊徳』日本の名著26（中央公論社，1984年）
奈良本辰也『二宮尊徳』岩波新書334（岩波書店，1959年）
大館則貞『二宮金次郎傳』（国立文化社，1949年）
土屋圭造『農業経済学』（東洋経済新報社，1981年）
田中 彰『幕末の藩政改革』（塙書房，1965年）
本郷隆盛・深谷克己『近世思想論』（有斐閣，1981年）
佐藤誠朗・河内八郎『幕藩制国家の崩壊』（有斐閣，1981年）
大江志乃夫『日本の産業革命』（校倉書房，1977年）
大西伍一『日本老農伝』（農山漁村文化協会，1985年）
倉石武四郎『論語 孟子 大学 中庸』（筑摩書房，1972年）
テッサ・モーリス - 鈴木：藤井隆至訳『日本の経済思想』：江戸期から現代まで
（岩波書店，1991年）

- 藤田貞一郎『近世経済思想の研究』「国益」思想と幕藩体制（吉川弘文館，1966年）
- 傳田 功『近代日本経済思想の研究』日本の近代化と地方経済（未来社，1962年）
- 竹中靖一『石門心學の経済思想』町人社会の経済と道德（ミネルヴァ書房，1962年）
- 石井寛治『日本経済史』第2版（東京大学出版会，1991年）
- 岡 光夫他『日本経済史 - 近世から近代へ - 』（ミネルヴァ書房，1991年）
- 杉原四郎他『日本経済思想四百年』（日本経済評論社，1990年）
- 円山 稔『尊徳の实践経済倫理』（高文堂出版社，1978年）
- 村松敬司『報徳一円』（日経BP社，1991年）
- 岩崎敏夫『二宮尊徳仕法の研究』相馬藩を中心として（錦正社，1970年）
- 左方郁子『財政再建の哲学二宮尊徳』（PHP研究所，1983年）
- 神谷慶治『二宮尊徳と現代日本人』二宮尊徳生誕200年記念（信山社，1987年）
- 山本七平『江戸時代の先覚者たち』（PHP研究所，1990年）
- 山本七平『勤勉の哲学』日本人を動かす原理（PHP研究所，1979年）
- 工藤恭吉『幕末の社会史』徳川幕藩制と庶民（紀伊國屋書店，1965年）
- 宮西一積『報徳仕法史』現代版報徳金書7（一円融合会，1956年）
- 外山 茂『日本人の勤勉・貯蓄観』（東洋経済新報社，1987年）
- 北島正元『幕藩制国家解体過程の研究』天保期を中心に（吉川弘文館，1978年）
- 多田 顕「二宮尊徳の神道論と儒教論」（『経済論集44』大東文化大学，1987年）
- 多田 顕「二宮尊徳の経済道德思想」その1 三才報徳金毛録を中心として
（『経済論集48』大東文化大学，1989年）
- 多田 顕「二宮尊徳の経済道德思想」その2 前稿補遺
（『経済論集50』大東文化大学，1990年）
- 水沢利忠「二宮尊徳〔報徳〕思想の現代性」日本における孔子思想の発展
（『斯文95』斯文会，1988年）
- 石井 孝「二宮尊徳の一円観について」
（『大倉山論集26』大倉山文化科学研究部，1989年）
- 岩網由雄「二宮尊徳の農村経営の原理原則は不滅だ」（『商工金融』1990年）
- 山崎益吉「二宮尊徳の経済思想」分度と推譲
（『高崎経済大学論集』高崎大学，1991年）
- 城川俊一・住田友文「仕方難形の財政再建モデルと内発的發展」
（『経済論集19』東洋大学，1994年）
- R.N.ベラー著・池田 昭訳『徳川時代の宗教』（岩波書店，1996年）

あとがき

尊徳の経済思想のうち、分度と推譲について述べてきたが、残された問題がある。それは、尊徳の思想

を实践、農村再建を目指した結社、報徳社についてである。1843年に小田原で結成され、主に東海地方の自営農の間に発展し、明治初年には全国1000社を数えるという。現在はどの様に活動しているのか、また、尊徳の精神を著名な現代の企業家たちが会社の経営方針や指針としていうようである。これについても関心がある。

少し飛躍するが、東洋で尊徳なら西洋では、社会学者M・ウェーバーであるらしい。欲を出しすぎるが、学ぶことができたなら幸いである。

最後に、卒業研究をまとめることができたのも、ひとえに、坂井素思先生のおかげである。心からお礼を申しのべたい。

1996年11月

大花 幸子

追記

尊徳の報徳主義は、至誠と勤労の精神をもって自己の営業に励むとともに、自分よりも他に推譲するという。さらに公共心や公德心を養い、対立を越えた調和と共同の精神を尊重している。

これらは、報徳社の事業の経営理念となり、尊徳没後も報徳運動として続けられた。このことは、尊徳の高弟たちをはじめとする、優秀な活動家が輩出され、彼等が報徳思想を広める良書を著したことによる。また、日露戦争（明治37年～38年）後の風潮が、私利を第一として個人を優先させる傾向にあったので、地方社会の再編を企画している為政者層には、有効なイデオロギーであった。政府の官僚が注目し地方改良運動を推進するにあたって、報徳主義を推奨し組織の拡大を支援した。

しかし、この運動は、尊徳の教えを基礎として、独自の道德観の上に立つものであり、報徳主義の実践によって自立できる条件をもった地域でなければ、有効な機能を発揮できないという限界があった。

したがって、この運動が広まった地域は、関東以西のある程度商品作物の栽培できる地域に限られ、北陸や東北地方のような米作単作地帯では、発展する条件をもたなかった。

しかしながら、明治以降、日本の資本主義の形成、発展過程において、これを支えてきた企業家たちの経営上の理念や政策、人生の指針に対し報徳思想が与えた影響は大きかったのではないか。

一例として、土光敏夫（1896～1988）を示す。石川島播磨重工業と東芝の両社の再建に手腕を發揮した。常に率先垂範、その経営理念も手法もすこぶる報徳的である。経団連会長をつとめ、臨時行政調査会会長として世に知られた。報徳博物館建設に際しては、その賛助会の会長を引き受け、次のように語った。

「国の内外を問わず世界の大勢は多くの分野で行きづまりに直面し……この困難な状況を克服する上に……対処する方法手順を与えてくれるものが報徳の道にあると信じます」

「尊徳先生は『至誠を本とし、勤労を主とし、分度を体とし、推譲を用とする』報徳実践の道を唱えられ、実行に移されたのでありますが、その手法は極めて科学的であり、経済の論理にかなうものでありました。重税が農民の勤労意欲を奪っていることを認識され、大幅な減税によって意欲をかきたて、農村を復興させ、ひいては藩の財政をも立て直していくやり方は、見事というほかはありません。財政再建が叫

ばれ、行政改革が実施に移されようとしている今日、行政改革の先駆者である尊徳先生の思想と実践方法を改めて多くの方々に研究し、会得していただき、応用していただきたいと思うのであります」

土光敏夫自身が質実剛健、粗食粗衣に甘んじるという生活であった。社員に対しても極力時間、経費の節約に努めさせ、自ら範を垂れた。彼の生き方が尊徳に相似する部分があることと、役職上、尊徳の仕法が具体的、実践的に身近に考えられるのであろう。尊徳独得の仕法をよく捕らえている。

ところで、日本経済は1991年に始まった「平成不況」以来、景気低迷が続いている。長期不況の原因は種々あるだろうが、需要不足と考えられる。(ケインズの理論が生きてくる)ものを作る能力は十分あるのに、需要がないためにものは作られない。

米エコノミスト アレン・サイナイ氏は「日本はバブル崩壊後の政策決断と対応が、遅過ぎた」と述べている。後手にまわることの多い日本には、耳が痛いことである。

今日、わたしたちは、大量生産物、大量消費物、大量廃棄物に囲まれている。常に環境を意識し、問題視しなければならない。もはや、政治、社会、経済、教育と個々のレベルで問題は解決できない。総合的、かつ多面的に考慮しなければならない。

いつの時代にも、経営には知恵と努力が必要である。これからは「金融」先行を改め、技術、製造業、中小企業に目を向け、経済成長と活性化に心掛けなければならない。

経済成長の目的は、わたしたちが安心してゆたかな社会に住めることである。決して、経済至上主義ではない。

再度、原稿を読み返す機会を与えていただき、坂井素思先生に感謝申し上げます。

1999年10月

大花 幸子